

住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が拡がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

**離職・廃業から2年以内または休業等により
収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方**



主な給付要件チェックリスト

項目				チェック欄
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？				<input type="checkbox"/>
資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を超える収入を得ていませんか？ ※尾道市の場合 (単位：万円)				<input type="checkbox"/>
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	
収入基準額（月額）	116,000円	165,000円	203,000円	
支給家賃額（上限額）	35,000円	42,000円	46,000円	
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？				<input type="checkbox"/>

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性があります。

支給を希望される方は、くらしサポートセンター尾道にご相談ください。